

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2019年 6 月28日

【会社名】 株式会社福岡中央銀行

【英訳名】 THE FUKUOKA CHUO BANK , LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 古村 至朗

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大名二丁目12番1号

【電話番号】 092-751-4431 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 岡野 みゆき

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区大名二丁目12番1号

【電話番号】 092-751-4431 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 岡野 みゆき

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番 2 号)

1【提出理由】

2019年6月27日開催の当行第98期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円 配当総額67,704,300円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

2 その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 400,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 400,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1 監査等委員会設置会社への移行に伴う監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、経営の効率性を高め、迅速な意思決定を可能とするため、取締役への権限委譲に関する規定を新設するものであります。

2 業務執行を行わない取締役との間での責任限定契約の締結を可能とするため、責任限定契約に関する規定を変更するものであります。

3 定款変更前の社外監査役の行為について責任の限定を明確にするため、社外監査役の責任限定契約に関する経過措置を附則として新設するものであります。

4 普通株式とは異なる種類の株式(A種優先株式)の発行を可能にするために、諸規定を新設するものであります。

5 その他、上記の各変更に伴う条数等を変更するものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、古村至朗、布施圭一郎、石塚昭二、山下知成、倉富純男を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、草場勇次、林田スマ、行正晴實、神武章太を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、月額15百万円以内(うち社外取締役分月額1百万円以内)に設定するものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、月額4百万円以内に設定するものであります。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役 兼原学、井桁善廣、三浦康昭の各氏及び退任監査役 力丸光典、鎮西正直、米倉和久の各氏に対し、在任中の労に報いるため、当行所定の基準に基づいて相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

第8号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

取締役 古村至朗、布施圭一郎、石塚昭二、草場勇次、山下知成、倉富純男、林田スマの各氏、及び監査役 行正晴實氏に対し、在任中の労に報いるため、当行所定の基準に基づいて相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することとし、贈呈の時期は各氏の退任時とするものであります。

第9号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

3事業年度にかかる信託金の上限を90百万円、交付する株式数の上限を2万7千株と定め、取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。)及び執行役員に対する株式報酬制度を導入するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	21,646	2,394	0	(注)1	可決 88.40
第2号議案	24,039	1	0	(注)2	可決 98.17
第3号議案					
古村 至朗	21,646	2,394	0	(注)3	可決 88.40
布施 圭一郎	21,646	2,394	0		可決 88.40
石塚 昭二	21,646	2,394	0		可決 88.40
山下 知成	24,040	0	0		可決 98.18
倉富 純男	21,636	2,404	0		可決 88.36
第4号議案					
草場 勇次	21,646	2,394	0	(注)3	可決 88.40
林田 スマ	21,636	2,404	0		可決 88.36
行正 晴實	24,030	10	0		可決 98.14
神武 章太	24,030	10	0		可決 98.14
第5号議案	24,040	0	0	(注)1	可決 98.18
第6号議案	24,040	0	0	(注)1	可決 98.18
第7号議案	21,645	2,395	0	(注)1	可決 88.40
第8号議案	21,645	2,395	0	(注)1	可決 88.40
第9号議案	24,039	1	0	(注)1	可決 98.17

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上